

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

第2回 企画改善部会 議事次第

1 日 時 平成23年3月8日（火）13:30～15:30

2 場 所 建築行政情報センター第1会議室

3 次 第

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 基準法システムWGの検討結果報告
- (3) 土法システムWGの検討結果報告
- (4) 今後のスケジュール
- (5) その他

4 配付資料

議事次第

- 【資料1】平成22年度建築行政共用データベースシステム
改善・運用等に関する検討結果報告書（前回議事録を含む）
- 【資料2】平成23年度の活動予定（案）
- 【資料3】当面のスケジュール

※両面印刷用

(案)

平成 22 年度
建築行政共用データベースシステム
改善・運用等に関する検討結果報告書

平成23年3月

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会

改訂メモ

| Ver | 改訂日 | 改訂内容 |
|-----|----------|------|
| 1.0 | 23.03.08 | 初版 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

はじめに

第9回建築行政共用データベース連絡協議会理事会（平成22年11月12日開催）にて企画改善部会が設置された。現在、企画改善部会において、建築行政共用データベースシステムの改善・運用等、利用者の立場からさまざまな検討課題に取り組んでいるところである。

本資料は、平成22年度企画改善部会の検討結果について、今後さらなる検討が必要な項目も残されているが、現時点の中間報告としてとりまとめたものである。

平成23年3月8日
企画改善部会

目次

| | |
|--|----|
| 企画改善部会について..... | 5 |
| (1) 設置趣旨..... | 5 |
| (2) 企画改善部会の構成..... | 5 |
| (3) 企画改善部会及び各WGの役割..... | 6 |
| (参考) 企画改善部会の位置づけ及び構成メンバーについて..... | 7 |
| § 1 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理（台帳・帳簿登録閲覧システム）..... | 9 |
| 1. 検討課題..... | 10 |
| (1) 趣旨..... | 10 |
| (2) 検討方法..... | 10 |
| (3) 主な意見..... | 10 |
| 2. まとめ..... | 10 |
| 3. 参考..... | 12 |
| § 2 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理（建築士・事務所登録閲覧システム）..... | 15 |
| 1. 検討課題..... | 16 |
| (1) 趣旨..... | 16 |
| (2) 検討方法..... | 16 |
| (3) 主な意見..... | 17 |
| 2. まとめ..... | 17 |
| § 3 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約..... | 21 |
| 1. 検討課題..... | 22 |

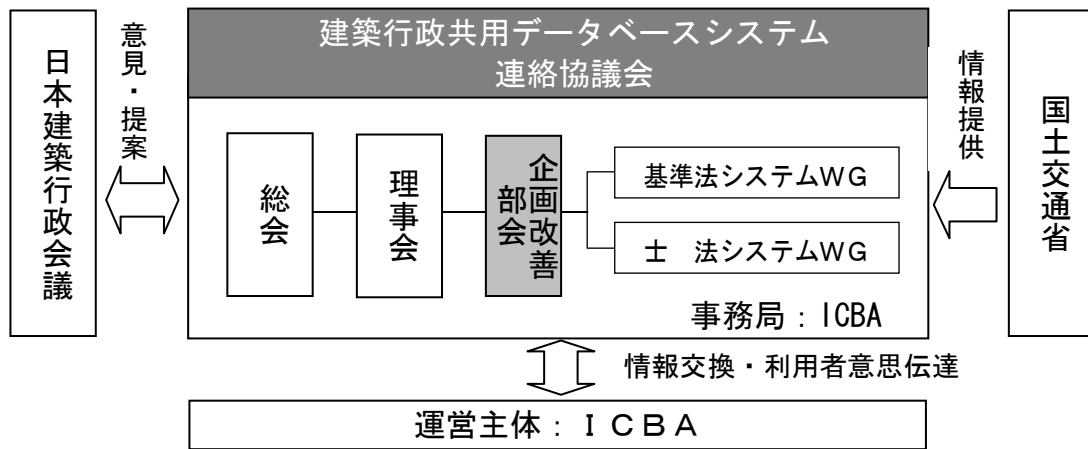
| | |
|---------------------------|----|
| (1) 趣旨..... | 22 |
| (2) 検討方法..... | 22 |
| (3) 主な意見..... | 22 |
| 2. まとめ..... | 23 |
| (1) 試行運用の方法..... | 23 |
| (2) 継続して検討すべき事項..... | 23 |
| (3) 試行運用における主な評価内容..... | 24 |
| (4) 参考..... | 24 |
| § 4 掲示板システムの運用方針..... | 29 |
| 1. 検討課題..... | 30 |
| (1) 趣旨..... | 30 |
| (2) 検討方法..... | 30 |
| (3) 主な意見..... | 30 |
| 2. まとめ..... | 31 |
| § 5 O A化推進部会との連携方法..... | 33 |
| 1. 検討課題..... | 34 |
| (1) 趣旨..... | 34 |
| (2) 検討方法..... | 34 |
| (3) 主な意見..... | 34 |
| 2. まとめ..... | 34 |
| § 6 議事録..... | 35 |
| 第1回 企画改善部会 議事録(案)..... | 36 |
| 第2回 企画改善部会 議事録(案)..... | 38 |
| 第1回 基準法システムWG 議事録..... | 39 |
| 第2回 基準法システムWG 議事録(案)..... | 41 |
| 第1回 士法システムWG 議事録(案)..... | 44 |
| 第2回 士法システムWG 議事録(案)..... | 46 |

企画改善部会について

(1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。

なお、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施するため、部会のもとに「基準法システムWG」及び「士法システムWG」を設置した。



(2) 企画改善部会の構成

| No. | 団体名 | ワーキング | 備考 |
|-----|------------------|------------|----------|
| 1 | 大阪府 | 基準法システムWG | 部会長・WG座長 |
| 2 | 山形県 | 同上 | |
| 3 | 茨城県 | 同上 | |
| 4 | 島根県 | 同上 | |
| 5 | 日本ERI(株) | 同上 | |
| 6 | ビューローベリタスジャパン(株) | 同上 | |
| 7 | 東京都 | 建築士法システムWG | WG座長 |
| 8 | 栃木県 | 同上 | |
| 9 | (社)日本建築士会連合会 | 同上 | |
| 10 | (社)東京建築士会 | 同上 | |
| 11 | (社)東京都建築士事務所協会 | 同上 | |

※国土交通省もオブザーバとして参加。

(3) 企画改善部会及び各WGの役割

| | 企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞ | 基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞ | 建築士法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞ |
|--------|--|---|--|
| システム改善 | ◇各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・建築士・事務所登録閲覧システム | ◇台帳・帳簿登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等 | ◇建築士・事務所登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等 |
| システム運用 | ◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約 ・取り組むべき項目の整理 ◇標準様式、電子報告等 ・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 ◇掲示板システムの運用方針 ・利用者側が求める情報の意見集約 | ◇通知・報告配信Sの促進に向けた検討 ・効率的な取組に向けた意見交換 ◇様式標準化の対象項目一覧 ・標準化に向けた意見交換・検討 | ◇掲示板システムの運用検討 ・掲示板システムの概要説明と現状 ・具体的な掲載内容の意見交換等 |
| その他 | ◇OA部会との連携方法 ・OA部会への取組に向けた要請検討 ◇講習会、説明会、マニュアル等 ・具体的な要望の整理 ◇情報共有 ・各種情報提供の仕組み作り等の集約 ◇利用料改正に向けた要望事項の整理 ・利用料算定の大枠説明と今後の考え方 | ◇OA部会との連携テーマの抽出・検討 ・具体的な検討事項の抽出・連携方法 ◇講習会・説明会実施方法 ・利用者側のニーズの収集・集約 ◇業務場面ごとの関連資料整備への要望等 ・情報提供のあり方等の意見交換・整理 | ◇OA部会との連携テーマの抽出・検討 ・具体的な検討事項の抽出・連携方法 ◇業務場面ごとの関連資料整備への要望等 ・情報提供のあり方等の意見交換・整理 |

平成22年度においては、上記のうち主として太字部分を実施した。

以下、その検討結果を記載する。

(参考) 企画改善部会の位置づけ及び構成メンバーについて

1. 企画改善部会の位置づけ

平成22年11月12日に開催された、第8回建築行政共用データベースシステム連絡協議会において、連絡協議会会則改正(案)を付議し決議された。

会則第11条(理事会)

第1項及び第2項(省略)

第3項 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

と追加規定が設けられた。

2. 企画改善部会の設置及び検討事項

前記総会後に開催された第9回理事会において、企画改善部会の設置及び主な検討課題について議事として提出し下記の内容により了承された。

| | |
|---|--|
| 目 | 的：共用DBに関し、次の項目に関する意見及び要望をとりまとめ、理事会に報告する。 ①システムの機能改善に関すること ②運営経費の分担(利用料)に関すること ③掲示板システムの運用方法に関すること ④台帳記載事項証明等、標準様式の整備に関すること |
| 構 | 成：旧開発委員会企画調整部会メンバーを中心として、役員団体から適宜メンバーを追加する等、事務局で調整するものとする。 |
| 開 | 催回数：年数回 |
| 備 | 考：意見及び要望とりまとめに当たっては、必要に応じてWG(ワーキング・グループ)を設置する。 |

3. 企画改善部会の構成について

- 1) 連絡協議会会員の中から、当事務局により委嘱する。
- 2) 構成員は、実務担当者等、議論の対象となるシステムに精通した者とする。
- 3) 構築段階からの経緯を踏まえた意見を反映するため、旧開発委員会企画調整部会及び役員団体を含めるよう努める。
- 4) 日本建築行政会議OA化推進部会における検討テーマ等と緊密な連携を図るため、OA化推進部会の構成員も含めるよう努める。

§ 1 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理（台帳・帳簿登録閲覧システム）

1. 検討課題

台帳システムの改善要望について

(1) 趣旨

台帳・帳簿登録閲覧システム（以下、「台帳システム」という）は、確認申請の受付や各種通知書の発行を行うシステムであり、確認審査担当にとって共用データベースの中でも基幹部分をなすものである。

平成22年11月12日に開催された連絡協議会総会において、ICBAより、本年4月の本稼働以降に台帳システムで発生した不具合や改善要望事項及び今後の改修予定が説明された。

本部会では、現場における運用状況やその後の改善経過も踏まえ、改善要望内容について優先順位とともに検討し、今後の改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 検討方法

ICBAにて整理された改善要望事項について、基準法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

①重要度レベル

工数並びに利用頻度、汎用性及び代替措置の有無等を勘案し、重要度レベルをその高い順にA、B、Cの3つに区分した。

②改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数をICBAに照会し、次のとおり区分した。

所要1カ月程度 : 改修費100万円程度

所要1～2カ月程度 : 改修費100～200万円程度

所要3カ月程度以上 : 改修費300万円程度以上

(3) 主な意見

- ・帳票出力は、備考欄に簡単に追記できる点や体裁を利用者が都度調整できる点を考慮し、pdfではなくEXCELを利用すべきである。
- ・建築計画概要書表示機能は補助的である。
- ・改修には費用を伴うため、高度な機能の具備に費用と時間をかけるより、限られた予算の中で重要度の高いものから着手すべき。

2. まとめ

以上を踏まえ、改修優先度を表1-1のとおりとりまとめた。

但し、システムの普及に伴い、新たな要望が出ることも予想されるため、システム改善の検討は今後も引き続き行う必要がある。

なお、改善実施の原資は、改善内容等を踏まえて別途検討することとする。

表1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度

| 優先順位 | 項目 | 概要 | 重要度 レベル | 改修工数 |
|------|-------------------|---|------------|---------|
| 1 | 小荷物専用昇降機 | 完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）。 | A | 1カ月程度 |
| 2 | 主要用途区分 | 選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている。 | A | 1カ月程度 |
| 3 | 設計者等による検索 | 物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする。 | A | 1カ月程度 |
| 4 | 進達（県のみ） | 進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する。 | A | 1カ月程度 |
| 5 | デフォルト設定 | 天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること。 | A | 1～2カ月程度 |
| 6 | 報告書送信 （指定機関向け） | 報告先の特定行政庁を自由に入力できるようにしてほしい。（予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式）。 | A | 3カ月程度以上 |
| 7 | 手数料欄 | 報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい（誤って入力してしまうと困る）。 | B | 1カ月程度 |
| 8 | 工事完了届 | その他申請 工事完了届けは、建築確認申請（用途変更）に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき。 | B | 1カ月程度 |
| 9 | 概要書出力 | 概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場所まで行かないと使用ができず、参照方法も複雑で、利用者（担当者）にその都度説明しないとイケない。 | B | 3カ月程度以上 |
| 10 | EXCELによる帳票出力 | 確認済証等発行時、備考欄等への追記や体裁の一部調整を行う場合があることから、pdfに出力するよりもEXCELに出力するべき。 | B | 3カ月程度以上 |
| 11 | 入力順 | 第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか。 | C | 1カ月程度 |

| | | | | |
|----|---------------------|--|---|---------|
| 12 | マスタのカスタマイズ | 昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい。 | C | 1カ月程度 |
| 13 | 引受証発行番号 (指定機関向け) | 中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付(検査引受) ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の使途が不明な為、廃止とするか。 | C | 1カ月程度 |
| 14 | 自動計算 | 延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算して欲しい。 | C | 1～2カ月程度 |
| 15 | 地名地番コード | 「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。 | C | 1～2カ月程度 |
| 16 | 仮使用承認通知書発行 | 仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない。 | C | 3カ月程度以上 |
| 17 | 文書番号 | 期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか。 | C | 3カ月程度以上 |
| 18 | 処分等の概要書 | 「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。(現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。) | C | 3カ月程度以上 |
| 19 | カレンダー表示 | カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか。 | C | 3カ月程度以上 |
| 20 | 工事完了届 | 工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない。 | C | 3カ月程度以上 |
| 21 | 検査督促 | 検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加して欲しい。 | C | 3カ月程度以上 |
| 22 | データ抽出 | 出力ファイルはtxtでなくcsvとして欲しい。 | C | 3カ月程度以上 |
| 23 | 決裁時入力チェック | 適判物件の決裁時に、適判機関審査結果項目(審査結果、番号、交付年月日)の入力有無のチェックをかけて欲しい。 | C | 3カ月程度以上 |
| 24 | 法定外帳票への対応 | 消防通知の帳票出力を実装して欲しい。 | C | 3カ月程度以上 |
| 25 | 建築士システムデータの参照機能 | 第2面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない。 | C | 極めて大 |

3. 参考

表1-2 台帳システム運用開始(H22.4.1)から企画改善部会設置(同.12.21)までの改善内容

| No. | 項目 | 概要 |
|-----|-----------|------------------------|
| 1 | 様式 | 構造一級・設備一級に対応した様式 |
| 2 | 報告元の選択 | 通知・報告配信システムからの報告元の複数選択 |
| 3 | 定期報告へのコピー | 確認から定期報告に項目をコピー |
| 4 | 審査中物件の削除 | 審査中物件の削除 |
| 5 | 消防同意日の追加 | 消防同意日の入力 |

| | | |
|----|----------|--|
| 6 | 処分等の概要書 | 処分等の概要書の出力 |
| 7 | データ抽出 | 多様なパターンでのデータ抽出 |
| 8 | 報告の受付番号 | 報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与 |
| 9 | 配信システム利用 | 独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発） |
| 10 | コピー機能不十分 | 概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない） |
| 11 | 完了検査実施者 | 完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力 |
| 12 | 日付 | 引受通知書受理日の修正 |
| 13 | 表示順 | 確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順 |
| 14 | Enter キー | Enter キーで登録際の確認メッセージ表示 |
| 15 | 登録しないで移動 | 内容登録を行わずに一～五面の画面移動 |

表 1 - 3 企画改善部会開催中の改善内容

| No. | 項 目 | 概 要 |
|-----|-----------|---|
| 16 | 検索項目不足 | 検索項目の期間設定 |
| 17 | 決裁済の修正・削除 | 台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除 |
| 18 | 検査済証 | 検査済証等を発行後の検査日の入力 |
| 19 | 用紙報告 1 | 用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映 |
| 20 | 用紙報告 2 | 確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善 |
| 21 | 日付表示 | 確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日 |
| 22 | 一面メモ欄 | 審査側だけの覚え書き欄の追加 |
| 23 | 新築 | 申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善 |
| 24 | 許可データの全出力 | 「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善 |

§ 2 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理（建築士・事務所登録閲覧システム）

1. 検討課題

建築士・事務所登録閲覧システムの改善要望について

(1) 趣旨

建築士・事務所登録閲覧システム（以下、「建築士システム」という。）は、建築士及び建築士事務所の登録、検索、閲覧を行うシステムであり、建築士法担当部署にとって重要なサブシステムである。

平成 22 年 12 月 21 日に開催された「第一回建築士法システム WG」において、「建築士システム」に対する不具合や改善要望事項が提出された。なお、WG 開催以前にも改善要望が ICBA に寄せられていた。これらの改善要望事項は、管理建築士講習及び定期講習の未修了者特定、業務報告書の督促、各種検索機能などに関する内容となっている。

ワーキングの構成員はこれらの改善要望事項に対して検討を重ね、重要度レベルの評価基準を定め、今後実施すべき改善内容について優先順位を検討した。その結果は、改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 検討方法

ICBAにて整理された改善要望事項について、士法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

①重要度レベル（4段階）

重要度 A：新建築士法で義務化された項目への対応要望または建築士システムを使用する上で大きな不具合が生じている要望項目（例えば、外字登録等）

重要度 B：建築士システムを使用する上で、作業効率向上のために必要と判断される要望項目（例えば、処分情報の検索等）

重要度 C：一部の組織が要望している要望項目（例えば、一括削除等）

重要度 D：改修を行わなくとも、現状の状態に対応できている要望項目

②改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数を ICBAに照会し、推定工数(人月)を示した。なお、一工数あたりの費用は 100 万円程度である。

(3) 主な意見

- ・ 建築士DBに記録されている講習会情報を事務所DBに反映させて、未修了者を特定し受講督促を行いたい。
- ・ 業務報告書を事業年度ごとに管理することにより要提出事務所の特定を行い、業務報告書の提出督促を行いたい。
- ・ DBシステムに各種検索機能を強化すべき。
- ・ その他、出力、並び替え、外字入力、誤記訂正・削除等に関する意見。

2. まとめ

以上を踏まえ、改修の優先度を表2-1のとおり取りまとめた。

なお、改善実施の原資確保の方法は、改善内容等を踏まえて別途検討することとする。

特に、建築士DBに管理建築士または所属建築士の情報を、事務所DBに各建築士の講習会情報を反映させること、業務報告書の未提出事務所の特定など、緊急度の高い対応項目については、早期に改善することを要望する。

表2-1 建築士システムに関する改修要望項目の優先度

| 優先順位 | 項目 | 概要 | 重要度 レベル | 工数 | 対象 システム |
|------|------------------------------|---|------------|----|------------|
| 1 | 建築士DBに記録されている講習会情報を、事務所DBに反映 | ・ 建築士DBに管理建築士または所属建築士の情報を反映し、事務所DBに新たに必要項目の欄を設けて講習会情報を反映できるようにすることで、未受講者の特定がDB上で可能となる | A | 25 | 建築士事務所 |
| 2 | 業務報告書の提出を督促する機能の追加 | 業務報告書を事業年度ごとに管理し、要提出事務所を特定して、提出督促ができるようになる。 | A | 7 | 事務所 |
| 3 | 管理建築士名の外字を登録及び出力機能の追加 | 登録証明書の管理建築士の氏名入力に、外字を使用することによって、正しい証明書の発行になる。 | A | 2 | 事務所 |
| 4 | 免許証データ取り組み容量を増加する | 免許証の取り込み件数を100件以上でも可能とすることで、一括処理が可能となり効率化が図れる。 | A | 1 | 建築士 |
| 5 | 登録証明書に旧姓、通称名を記載できるようにする | 免許証と同様の情報項目となり、申請者の不満が解消する。 | A | 1 | 建築士 |
| 6 | 構造・設備一級建築士の新規登録時に、画面に付番を表示する | 新規登録時に付番を確認可能にして、利用者の利便性向上を図る。 | B | 6 | 建築士 |

| | | | | | |
|----|----------------------------|--|---|-----|------------|
| 7 | 立ち入り調査していない事務所の検索 | 立ち入り調査の未実施事務所を特定し、確実な調査の実施を図る。 | B | 2 | 事務所 |
| 8 | 処分情報の一覧表示（照会） | 照会検索にて、他県の処分情報を閲覧できることにより、事務所登録・更新の受付を確実にする。 | B | 2 | 建築士事務所 |
| 9 | 添付資料の有無で検索可能とする | 添付資料の有無で、当該事務所の検索が可能となる。 | B | 1 | 事務所 |
| 10 | 所属建築士の表示順 | 管理建築士が確認しやすくなり、業務の効率化を図れる。 | B | 3 | 事務所 |
| 11 | 処理日（起案日）、通知日等の各種日付の取り扱い | 通知日の出力時に、通知日を手入力できるようにし、実務上の日付処理との齟齬が発生しなくなり、業務の効率化・簡素化を図れる。 | B | 5 | 建築士事務所 |
| 12 | 「検索用類似文字列」機能を追加する。 | 外部入力ツール（建築士会連合会のみが使用）からのデータ取り込みを可能にするため、システム側に「検索用類似文字列」を追加することにより、入力作業及び検索機能が向上することにより、業務効率の向上を図れる。 | B | 6 | 建築士 |
| 13 | 仮登録データのCSV出力 | 申請書と仮登録データ内容の突合作業の効率化を図れる。 | B | 3 | 建築士 |
| 14 | 建築士事務所名をフリガナで検索したい | 検索機能を新たに組み入れることで、業務の効率が図れる。 | C | 1 | 事務所 |
| 15 | 所属建築士を一括削除可能とする | 一括削除機能を追加することにより、多数の登録数のある事務所の場合、登録者の修正作業の効率化を図れる。 | C | 1 | 事務所 |
| 16 | 処分情報の適切な管理 | 処分情報の未入力の場合に、登録年月日より遡り入力を可能にして、記録漏れをなくする。 | C | 1 | 事務所 |
| 17 | 建築士と事務所の入力項目を全て検索可能にする | 検索機能の機能追加により、業務効率の向上を図れる。 | C | 6 | 建築士事務所 |
| 18 | フリガナ検索で、「あいまい検索」を可能にする | 例：「ショウジ」のように小文字込みのフリガナで検索した場合、「ショウジ」でも検索できるように機能追加をすることにより、業務効率の向上を図れる。 | C | 6 | 建築士 |
| 19 | 処分情報登録時に、処理年月日以外の欄に反映付加にする | 「取消申請年月日」と「取消申請登録年月日」に入力されないようにし、利用者の利便性を高める。 | C | 1 | 建築士 |
| 20 | 検索機能追加 | 決算月が「カラ」の事務所の検索、定期講習の未修了者検索を可能とする。 | D | 0.5 | 事務所 建築士 |

| | | | | | |
|----|-----------------|--|---|----------|------------|
| 21 | 誤記訂正機能追加 | 管理建築士免許が取り消し処分で、無効となった管理建築士の誤記訂正を可能とする。 | D | 0.5 | 事務所 |
| 22 | 登録機能追加 | ①1級の管理建築士を登録するとき「大臣」、2級の管理建築士を登録するとき「所属都道府県」を選択。②構造設備の再交付申請の理由（2種）をチェックボックスで選択。新規登録時の処分警告。 | D | 3 0.5 | 建築士 事務所 |
| 23 | 外部入力ツール対応（士連合会） | 外部入力ツールのエラーメッセージの適切な出力を可能にする | D | 0.5 | 建築士 |
| 24 | 日付登録・出力機能追加 | 変更届「届け年月日」の出力を可能にする。処理日（起案日）、通知日等の項目欄の追加をする | D | 0.5 | 建築士 事務所 |
| 25 | PDF出力機能 | 仮登録データ印刷時のフォーマット変更、閲覧検索にてPDF出力を可能にする | D | 2 | 建築士 |
| 26 | 合格者データ取り込み機能 | 合格者データ取り込みの際に、外字を類似文字に修正せずに可能にする。 | D | 3 | 建築士 |

※網掛項目（No.19～25）は、多数の要望項目をグループ化して項目名称を決めている。

§ 3 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

1. 検討課題

通知・報告配信システムの利用促進について

(1) 趣旨

本年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書（以下「通知・報告」という）の電子データを特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務に供用している機関が皆無の状況にある。

そこで、当部会にて、特定行政庁、指定機関各々、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにし、その対応策をとりまとめることにより、実務への供用を促進する。

(2) 検討方法

利用者において、配信システムの実務への供用を躊躇する要因として、次の内容が想定される。

- ・配信システムにより業務がどのように変わるのかが不明確
- ・相手先が多く、利用者同士での運用調整が困難

そこで、配信システムを試行運用することにより、具体的な問題点や留意事項を明らかにし、その対応策をとりまとめることとした。

なお、試行運用は独自システムを利用中の特定行政庁、指定機関も対象とする。

(3) 主な意見

- ・建築計画概要書記載内容すべてまでデータ入力している指定機関は多くないかもしれないが、報告書表紙を手書きで作成しているところはないと思われるため、報告書表紙程度ならすべての指定機関で入力していると思われる。
- ・特定行政庁側で、建築計画概要書のデータすべては必須ではなく、窓口における確認台帳記載事項程度があれば十分と考える。
- ・特定行政庁における建築工事届の担当者は、確認申請書を参照する必要はないため、必ずしも建築工事届と確認申請がセットで送られなくてもよい。

- ・現在、指定確認検査機関で受け付けた建築工事届は確認審査報告と同時に送付されている。配信システム運用後も建築工事届の紙送付を継続する場合、例えば1カ月分をまとめて送付されても問題ない場合と、受付の都度送付を必要とする場合がある。
但し、いずれの場合も確認申請とセットで送る必要はない。
- ・確認審査報告書は、通知報告業務の中でも最も複雑なものである。試行運用は、検査引受通知等、より簡単な手続きから始めるのがよいと思われる。

2. まとめ

配信システムの試行運用は、現在の業務と「並行して」行う必要があると思われる、現場の実務担当者には一定の負担がかかる。そのため、試行運用開始に当たっては、現場の実務担当者の理解と協力が不可欠である。

そこで、本課題の到達目標である「配信システム運用における問題点、留意事項等の明確化」は来年度も継続して議論を進め、現場の実務担当者との調整が出来次第、試行運用を開始することとする（5月以降の見込み）。

以下、今年度の検討成果を記す。

(1) 試行運用の方法

- ・試行運用では、紙送付と電子データ送付を並行して実施する。
- ・電子データは、文字データ、画像データ及び EXCEL 等のファイルにより構成する（どこまでを必須とするかは継続検討）。
- ・文字データ化の対象として、確認申請においては確認審査報告書（16号様式）記載事項を必須に含める（表3-1参照）。
- ・建築工事届、浄化槽関係書類等、紙送付を完全になくすことは困難であり、これらは送付頻度を下げることで対応する。
- ・通知・報告の手続を、単純なものから徐々に試行運用の対象とする。

(2) 継続して検討すべき事項

- ・建築計画概要書のうち、どこまでを文字データ化必須とするか
- ・建築計画概要書以外の書類送付は、紙または pdf のいずれとするか
- ・pdf ファイルの解像度をどの程度とするか
- ・建築工事届、浄化槽関係書類等の送付頻度をどの程度とするか

(3) 試行運用における主な評価内容

- ・紙ベースの書類送付を省略した際、指定機関の業務に支障を生じないか
- ・紙ベースの到着書類を参照せずに特定行政庁の業務が成立するか
(図3-1 特定行政庁側の操作概要参照)
- ・業務全体として、配信システム運用後にメリットが発生しているか
- ・台帳システム及び配信システムの機能自体に不足はないか

(4) 参考

表3-1 文字データ化必須に含めるべき項目(確認審査報告書記載事項)

| 第16号様式記載事項 |
|-----------------|
| 報告書番号 |
| 報告年月日 |
| 送付先特定行政庁 |
| 指定確認検査機関名 |
| 1. 建築主氏名 |
| 2. 確認審査の結果 |
| 3. 確認済証番号 |
| 4. 確認済証交付年月日 |
| 5. 確認検査員氏名 |
| 6. 構造適判結果 |
| 7. 構造適判通知書番号 |
| 8. 構造適判通知書交付年月日 |
| 9. 構造適判通知書交付者 |
| 10. 建築場所 |
| 11. (1) 建築物名称 |
| (2) 主要用途 |
| (3) 工事種別 |
| (4) 延べ面積 a 申請部分 |
| b 申請以外 |
| c 合計 |
| (5) 申請棟数 |
| (6) 建築物の構造 |
| (7) 地上階数 |
| 地下階数 |

第十六号様式(第三条の五関係)
建築基準法第6条の2第10項の規定による
確認審査報告書

第 〇〇〇 号
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇〇〇 様 〇〇〇〇 印

下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認のための審査を行ったので、同法第6条の2第10項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該審査の結果を報告します。

記

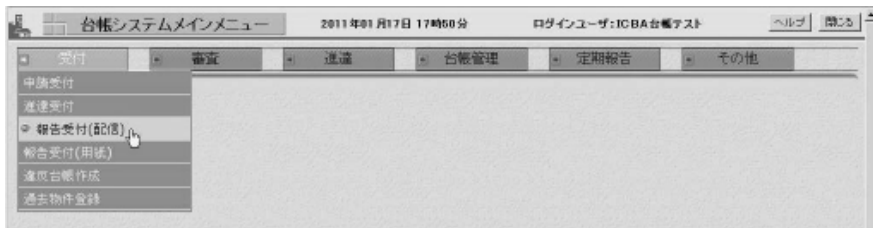
1. 建築主、設置者又は築造主氏名
〇〇〇〇
2. 確認審査の結果 〇〇〇
3. 確認済証番号
第 〇〇〇 号
4. 確認済証交付年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
5. 確認審査を行った確認検査員氏名
〇〇〇〇
6. 構造計算適合性判定の結果 〇〇〇
7. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
〇〇〇〇
8. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
9. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者
〇〇〇〇
10. 建築場所、設置場所又は築造場所
〇〇〇〇
11. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
(1) 建築物の名称 〇〇〇〇
(2) 主要用途 〇〇〇〇
(3) 工事種別 〇〇〇〇
(4) 延べ面積(建築物全体)
a. 申請部分の面積 〇〇〇 m²
b. 申請以外の部分の面積 〇〇〇 m²
c. 合計の面積 〇〇〇 m²
(5) 申請棟数 〇〇〇
(6) 建築物の構造 〇〇〇 造
(7) 建築物の階数 地階を除く階数(地上階数) 〇〇 階
地階の階数 〇〇 階

図3-1 特定行政庁側の操作概要

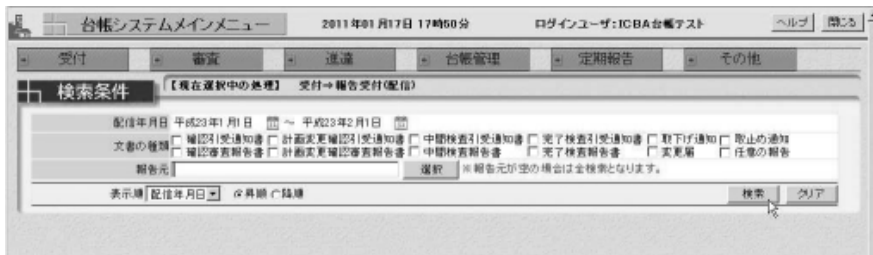
- 1) 台帳システムを起動します。



- 2) [受付] メニューから、[報告受付 (配信)] を選択します。

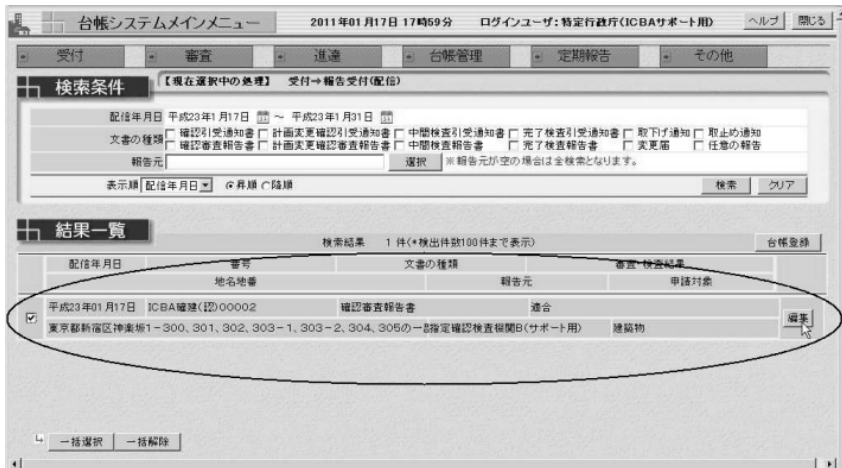


- 3) 検索条件入力画面が表示されます。検索条件を入力し、[検索] をクリックしてその日に届いている通知・報告を一覧表示させます。



この操作により、指定確認検査機関側では表示された物件が「参照済」として認識されます。

下図の例では、1件のみ届いていることが「結果一覧」に示されています。書類の内容を確認するため、[編集] をクリックします。



- 4) 確認審査報告書画面が表示されます。
 報告受付番号、受理日を入力してこのまま受理（台帳登録）することも可能ですが、ここでは事前に添付資料を印刷して内容確認することになります（※現在、確認審査報告書自体の印刷はできません）。

確認審査報告書

申請対象: 建築物 報告元: 指定確認検査機関B(サポート用)

報告内容

報告受付番号: []
 受理日: []
 報告番号: ICBA確認(第)00002
 報告日: 平成23年2月1日

建築主: 建築者
 又は関係者名: 1 株式会社アロ-コミュニティ都市開発 代表 矢田富雄
 建築場所: 設置場所
 又は設置場所: 142-0825 東京都新宿区神楽坂1-300, 301, 302, 303-1, 303-2, 304, 305の一部
 審査の経緯: 適合
 確認済証番号: 第ICBA確認(第)00002号 確認済証交付年月日: 平成23年1月31日
 確認検査員氏名: 1 確認検査員 太郎

構造計画適合性判定

| No | 判定結果 | 通知書番号 | 通知書交付年月日 | 通知書交付者 |
|----|------|-------|------------|--------|
| 1 | 適合 | 345 | 平成23年1月19日 | 建築士関A |

建築物: 建築的価値(又は工作物又はその部分の概要)
 建築物の名称: アロ-コミュニティ神楽坂新築工事

台帳登録 不受理

- 5) 添付資料の確認
 画面を下にスクロールし、「添付資料（取込データ）」の「建築計画概要書（第三面を除く）」にチェックが入っていることを確認します。これは台帳登録後、台帳システムの「確認審査台帳」に文字データが登録されることを示します。「申請書の第四面・第五面」にチェックが入っている場合も同様です。

確認審査報告書

申請対象: 建築物 報告元: 指定確認検査機関B(サポート用)

申請種別: 1 種
 建築物の種類: 木造 2層以上鉄骨鉄筋コンクリート造
 建築物の階数: 地階を除く階数: 7階 地階の階数: 0階

添付資料(取込データ)

| 資料名 | 添付 | PDF印刷 |
|---|--------------------------|--------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 建築計画概要書(第三面を除く) | <input type="checkbox"/> | <input type="button" value="PDF印刷"/> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 申請書の第四面・第五面 | <input type="checkbox"/> | <input type="button" value="PDF印刷"/> |

添付ファイル

| No | ファイル名 |
|----|-------------------|
| 1 | 通知書.pdf |
| 2 | チェックリスト.xls |
| 3 | 確認申請書(四・五面).pdf |
| 4 | 建築計画概要書(一・二面).pdf |
| 5 | 建築計画概要書(三面).pdf |
| 6 | 建築工事種.pdf |

理由: []

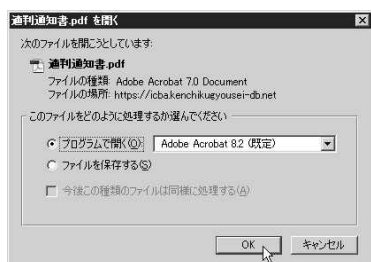
台帳登録 不受理

6) 添付ファイルの確認

続いて同じ画面の「添付ファイル」に、必要な書類が揃っているかを確認し、ファイルを開きます。

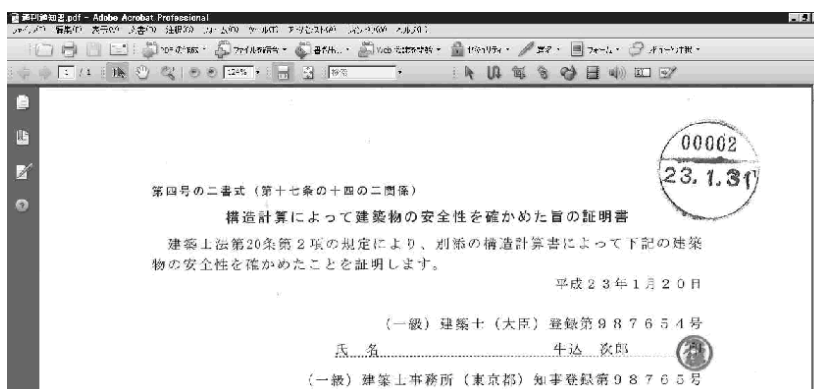
以下、適判通知書.pdf の操作例です。

適判通知書.pdf をクリックします。



ダイアログが表示されます（PC環境によって画面は異なります）。

OKをクリックし、適判通知書を開きます。



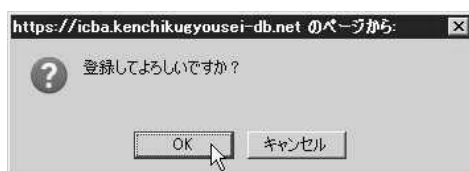
同様に、建築計画概要書、建築工事届等を印刷します。

※印刷は台帳登録後においても随時可能です。

- 7) 添付ファイルの内容確認が完了したら、[台帳登録]をクリックします。

※受理できない場合、[不受理]をクリックし、必要に応じて電話連絡等で指定確認検査機関に再送付を依頼します。

確認ダイアログが表示されます。[OK]をクリックします。



この操作により、指定確認検査機関側では当該物件が「受理済」として認識されます。

- 8) 検索条件入力画面が表示され、台帳登録した物件は非表示となります。

以上で通知・報告の処理は完了です。

台帳登録した物件は、特定行政庁で受け付けた物件と同様、[台帳管理]メニューから検索可能となります。

§ 4 掲示板システムの運用方針

1. 検討課題

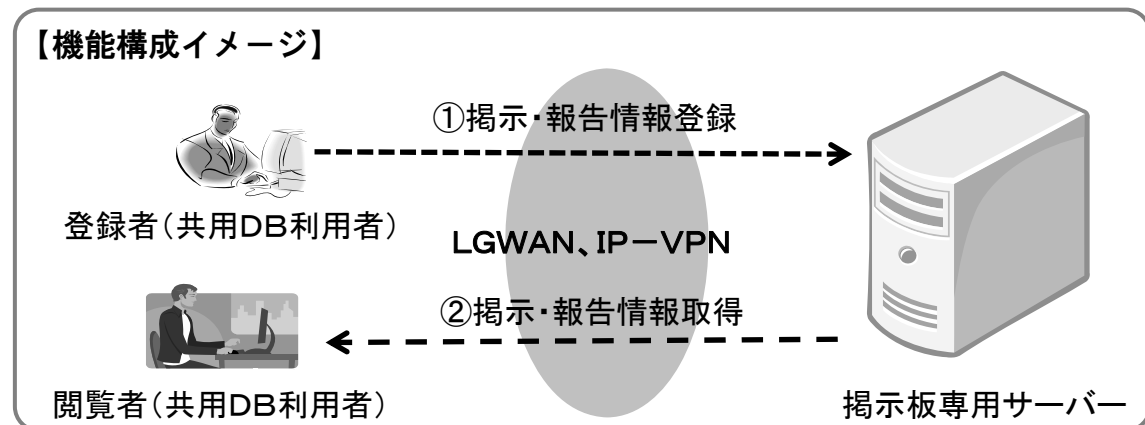
掲示板システムの運用方針について

(1) 趣旨

掲示板システムは、共用DBシステム利用者である、国、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定登録機関が、建築士等の処分情報、統計情報等の掲示・報告情報を登録し、利用者相互で情報共有するシステムである。

具体的な掲載内容や運用にあたっては、利用者相互の調整が必須であり統一的な運用ルール等を作成し関係者への周知・説明が不可欠である。

当部会では、掲示板システムの利用可能な機関の現状を踏まえ、建築士事務所等の監督処分に関する、掲載事項等の整理・検討を行い、実務の効率化等に向けた検討を行う。



(2) 検討方法

第1回士法システムWGで、建築士及び建築士事務所の監督処分情報の掲載（案）が国土交通省より提示された。また、全国建築士行政連絡会議（H.23.1.11）で、建築士事務所の開設者が法人の場合、同一役員が兼務する事務所に関して、他都道府県も適切に対処する体制整備は急務である旨の説明があった。

当部会では以上を踏まえ、建築士法に係る監督処分情報の具体的な掲載事項の検討及び問題点を抽出し、その対応策について検討を行う。

(3) 主な意見

- ・ 建築士事務所の監督処分のうち、開設者が法人の場合の法人役員が兼務する法人は、全事務所が登録拒否事由（更新を含む）に該当するため、掲示板システムへの掲載は必要と考えられる。
- ・ 建築士の監督処分情報については、確認審査機関では照会機能により処分の確認はできるが、処分期間が確認できない仕様となっており、照会機能の改修ができなければ、掲載は必要になると考えられる。
- ・ 現在議論している建築士事務所の監督処分情報では、役員名は分かるが、

当該役員がどの関係法人等に在籍しているかの判断ができない。役員名ではなく処分建築士事務所の役員が兼務する法人名及び存在する都道府県名を情報として共有したほうが有効ではないか。

2. まとめ

今年度の部会では、掲示板システムの活用策として、法人が開設した建築士事務所の監督処分情報と併せて役員名等を掲載することにより、全都道府県で情報共有が図られ、登録審査時の適正化に繋がることが確認された。

掲載項目については、図4-1及び図4-2のとおり整理した。

なお、掲示板システムその運用における問題点、留意点等については、来年度も継続して議論を行い、運用マニュアル等を作成するなど関係者に対する周知・説明を行う必要がある。また、効果的に活用するため検索機能等の強化等の改修を早期に行うように要望する。

図4-1 建築士事務所の監督処分情報掲載項目

◆ 建築士事務所の監督処分情報（法人の場合は役員が兼務する法人名を添付）

1. お知らせ登録機能「題名」の表記内容

①処分年月日 ②事務所名 ③事務所資格区分 ④事由発生日 ⑤処分内容
①110128 ②〇×ホーム建築士事務所 ③一級 ④110120 ⑤事務所閉鎖3カ月

2. お知らせ登録機能「内容」の表記内容

【処分年月日】平成23年1月28日
【事務所名】(株)〇×ホーム建築士事務所
【資格区分】一級
【登録番号】第999999号
【事由発生日】平成23年1月20日
【役員名】建築太郎、構造花子、設備二郎
【管理建築士】建築太郎
【処分内容】事務所閉鎖3カ月
【処分期間】平成23年1月28日～平成23年4月27日
【処分概要】(株)〇×ホーム建築士事務所の管理建築士が、建築基準法第20条（構造耐力）の規定に適合しない設計を行ったとして、国土交通省から懲戒処分を受けたため。

3. お知らせ登録機能「添付ファイル」の表記内容（処分事務所から提出）

【処分事務所】：(株)〇×ホーム建築士事務所の役員が兼務する法人

| 法人名 | 同法人の事務所登録が存在する都道府県名 |
|------------|---------------------|
| (株)〇×ホーム | 全都道府県 |
| (株)〇×ハウジング | 北海道、東京都、大阪府、福岡県 |
| (株)〇×ハウス | 宮城県、神奈川県、愛知県 |

効果：建築士法第23条の4（登録の拒否）に係る審査の適正化を推進する。

意見：法人役員が数十名いる法人もあり、他機関での入力が検索できない仕様であり、多数の役員名を確認するには労力を要する。

対応策：当該役員が兼務する法人名を添付することにより、各都道府県の登録事務所がわかり、更新時期等を事前にチェック可能で効率化につながる。

建築士事務所の監督処分情報掲載項目については、法人役員が多く存在する場合、システム上、他機関が入力した情報の検索機能がないことから、全ての役員名の照合は実務的に労力を要する結果となる。

そこで、兼務する法人名及び所在を添付ファイルに記載することとする。これにより作業の効率化が図れるとともに、事前に登録時期の確認・把握に繋がり、有効な情報になると考えられる。

図4-2 建築士の処分情報掲載項目

◆ 建築士の監督処分情報

1. お知らせ登録機能「題名」の表記内容

①処分年月日 ②建築士名 ③資格区分 ④事由発生日 ⑤処分内容
①110128 ②建築 太郎 ③一級 ④110120 ⑤業務停止3カ月

2. お知らせ登録機能「内容」の表記内容

【処分年月日】平成23年1月28日
【建築士名】建築太郎
【資格区分】一級
【登録番号】第000000号
【所属事務所名】建築太郎一級建築士事務所／管理建築士
【事由発生日】平成23年1月20日
【処分内容】業務停止3カ月
【処分期間】平成23年1月28日～平成23年4月27日
【処分概要】建築太郎一級建築士は、A県内の戸建住宅（1物件）について、建築太郎一級建築士事務所の業務に関し、建築基準法第20条（構造耐力）の規定に適合しない設計を行った。

意見：照会機能では、業務停止期間は表示されないことから、いつから業務停止であるかの判断ができない状況である。照会機能の機能改修を行うか、又は掲示板システムに処分情報を掲載する必要がある。

確認審査機関が建築士システムの照会機能で処分履歴の確認ができれば、掲示板システムへの掲載は必要ないと考えられる。ただし、照会機能では処分期間が確認できない状態であり、これらを改善する必要があると考えられる。

なお、次の項目は来年度以降の課題である。

- ①各都道府県に対する掲載情報の周知・PR方法の整理・検討
- ②統一的な運用ルール作成
- ③掲載情報の有効的な活用に向けた、具体的機能改善要望の検討

§ 5 O A化推進部会との連携方法

1. 検討課題

○A化推進部会との連携方法

(1) 趣旨

日本建築行政会議○A化推進部会においては、ここ数年、「建築行政のインフラ整備について」が検討テーマとされており、昨年度は「建築行政共用データベースの利用に向けた課題と今後の方向性について」、今年度は「建築行政に係るインターネットを用いた情報発信について」の検討結果が、日本建築行政会議全国大会にて報告されたところである。

これらテーマはいずれも建築行政共用データベースと関連が深いと思われることから、本部会と○A化推進部会が密接に連携し、合理的かつ効果的に検討を進める体制を構築する。

(2) 検討方法

本部会と○A化推進部会の役割分担、情報交換の方法について、本部会内部で意見交換のうえ、○A化推進部会にも検討を申し入れることとする。

(3) 主な意見

①企画改善部会

- ・建築行政共用データベースは建築計画概要書の電子化が大きな目的の1つとなっているが、概要書を含む建築行政情報の電子化の必要性については、過去の建築計画概要書の電子化を雇用促進等で進めている特定行政庁があることから明らかである。
- ・建築行政情報の電子化については、企画改善部会にとどまらず、日本建築行政会議との連携により、さらに広範な視点から検討することが必要。

②○A化推進部会 (H23. 2. 17 開催)

- ・○A化推進部会として、共用データベースの現在の機能の枠内にとどまらず、より広範な課題を対象として積極的に取り組むべきである。

2. まとめ

○A化推進部会においても、連携について積極的に取り組む方向で了承を得た。平成23年度以降、双方の部会の検討課題について情報交換を密に行いつつ、共用データベースの現在の機能の枠外の課題が発生した場合は、新機能の設置も含めた検討を進めることとする。

§ 6 議事録

第1回 企画改善部会 議事録（案）

日時 平成22年12月21日（火）13:30～14:50
場所 ICBA 4F 会議室

資料

議事次第、部会員名簿

- 【資料1】企画改善部会の設置について
- 【資料2】企画改善部会の位置づけ及びメンバー構成について
- 【資料3】企画改善部会の検討事項（案）
- 【資料4】企画改善部会・ワーキングのスケジュール（案）
- 【資料5】機能改善要望事項とその対応状況（台帳システム）
- 【資料6-1】建築士システムの改善要望（中国・四国ブロック・表紙のみ）
- 【資料6-2】建築士システムの改善要望（都・事務所協会・議事録抜粋）
- 【資料7】通知・報告配信システムの普及策について
- 【資料8】掲示板システムの機能構成イメージ
- 【資料9】サブシステムの導入状況一覧

参考資料（別冊）共用データベース 機能概要と運営体制

出席者（敬称略、カッコ内は代理出席者）

部会長 大阪府：渡邊 俊行
東京都：鈴木 康弘
山形県：鈴木 淳一（山口 直人）
茨城県：高倉 務
栃木県：石原 寿彦
島根県：渡部 智之
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
(社)日本建築士会連合会：手島 清乃
(社)東京都建築士事務所協会：西野 貴久
(社)東京建築士会：小川 和久
国土交通省住宅局建築指導課：遠山 明、恵崎 孝之
(欠席 日本 ERI(株)：此川 和夫)
事務局 椋、大谷、坂田、金谷、久保、鳥居、川口、山田

挨拶

事務局 椋（ICBA専務理事）より、台帳システム障害のお詫びと今後は使い勝手や運用面を検討し、よりよいシステムを作っていききたい旨挨拶。

議事

1. 部会長選任等

(1) 部会長及び副部会長

部会長及び副部会長が下記のとおり選任された。

部会長：大阪府 渡邊様

副部会長：東京都 鈴木様

(2) WGの設置

- ・企画改善部会のもとに基準法システムWG及び土法システムWGが設置され、各々の座長として、大阪府 渡邊様、東京都 鈴木様が選任された。

2. 企画改善部会の設置趣旨について（資料1、2）
 - ・事務局より、連絡協議会理事会による企画改善部会設置趣旨と経緯が説明された。
3. 部会及びWGにおける具体的な検討事項について（資料3）
 - ・事務局より、システム改善、システム運用その他について、部会・各WGの検討事項の案が説明された。
 - ・当面、資料3に沿って検討を進めることとし、必要があれば今後も検討事項を追加することとする。
4. 今後の検討スケジュールについて（資料4）
 - ・事務局より、企画改善部会・ワーキングのスケジュール案が説明された。
5. その他
 - (1) WG検討課題の確認（資料5～9）
 - ・事務局より、WGに申し送る当面の検討課題として、台帳システム及び建築士システム機能改善要望の整理、通知・報告配信システムの普及策、掲示板システムの運用方法等が説明された。
 - (2) 事務連絡
 - ・各WGのメーリングリストを設定した。追加メンバーがあれば事務局まで。
 - ・今後の次回企画改善部会及びWGは、次のとおり開催する。正式な案内は日程が近づいた際に別途送付する。
 - 1月25日（火） 第2回基準法システムWG
 - 1月28日（金） 第2回士法システムWG
 - 3月 8日（火） 第2回企画改善部会
 - ・連絡協議会会員専用サイトに、本部会配付資料のダウンロードサイトを開設したので活用されたい。

以上

第2回 企画改善部会 議事録（案）

<追加予定>

第1回 基準法システムWG 議事録

日時 平成22年12月21日(火) 15:00~16:50

場所 ICBA 4F 会議室

資料

(第1回企画改善部会資料を利用)

【資料5】機能改善要望事項とその対応状況(台帳システム)

【資料7】通知・報告配信システムの普及策について

出席者(敬称略、カッコ内は代理出席者)

座長 大阪府：渡邊 俊行
山形県：鈴木 淳一(山口 直人)
茨城県：高倉 務
島根県：渡部 智之
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
(欠席 日本 ERI(株) 此川 和夫)
事務局 坂田、鳥居、久保

議事

1. 台帳システムの機能改善要望について(資料5)

- ・事務局より、機能改善要望の具体的な内容について説明。
- ・本WGでは、現在検討中の改善要望項目について、ご意見を伺いたい。それを踏まえ、次回WGまでに①優先度、②改修工数のランクの2点を付して改善要望項目を整理する。
- ・ご意見は本日以降でもかまわない。

【質疑・意見】

- ・建築計画概要書の表示機能は、どのような場面で利用しているのか(事務局)。
→概要書をざっと確認するために使っていると思われる。原本は紙であり、この機能はあくまで補助的なもので、重要性が高いとは思わない(茨城県・山形県)。
- ・帳票の出力はpdfよりもEXCELのほうがよいと聞いているがいかか(事務局)。
→帳票の記載内容の自由度が高く、窓口業務に臨機応変に対応できる点でEXCELのほうがよいと考える。なお、発行した帳票はすべて複写して保存している。(茨城県)。
- ・主要用途のコードは、用途別集計を目的として設置されたと思われるが、どのような目的で使われているか(事務局)。
→用途別集計は実施していない(特庁関係全員)。申請者が主要用途を申請書に記載する際の参考(確認をおろすにはコード表にある用途を書く必要があるとの認識)としているようである(大阪府)。いずれにしても、システムの仕様としては入力の際の「見やすさ」が重要。

2. 通知・報告配信システムの普及策について(資料7)

- ・事務局より、現在の法制度の枠組みの中で通知・報告配信システムの実務への供用を開始し、さらに指定確認検査機関及び特定行政庁双方にメリットをもたらすための具体的な運用のイメージについて、資料7別紙「確認審査報告書送付に関するシステム利用前後の業務比較」により説明。
- ・本WGでは、事務局の資料7別紙と実際の現場を比較し、ご意見を伺いたい。それを踏まえ、次回WGまでに資料7別紙を拡充する。
- ・資料7別紙が概ね煮詰まった段階で「テスト運用」を行い、双方にメリットがある

ことを実証したい。

- ・指定確認検査機関側のテスト運用については、日本E R I様（別の機会に打診し了解済）、ビューローベリタス様にご協力いただくこととする。但し、両機関ともに現在システムの改修中であり、テスト運用開始はしばらく後になる。
- ・特定行政庁側のテスト運用は、その内容の詳細を決めたのちに改めて願います。

【質疑・意見】

- ・通知・報告配信システムの運用において、指定確認検査機関側では建築計画概要書記載事項すべての入力が必要となっているが、すべて入力している機関はごく一部と思われ、多くの機関には入力負担が大きいものとなる。特定行政庁側では、建築計画概要書のデータはどこまで必要と考えるか（事務局）。
→建築計画概要書は、紙を原本としているので全データまでは不要である。確認台帳記載事項程度があればよい（特庁関係全員）。
→指定機関としても、恐らく手書きの報告書表紙はないので、報告書表紙記載事項程度であればどこもデータを出せるとされる。確認審査報告書送付事務のうち、PCへの入力を伴う書類は、①報告書表紙、②処分等の概要書（但し送付先行政庁による）、③チェックリストである。それ以外の書類は、申請者から提出されたものを複写して送付している（ビューローベリタス様）。なお、ビューローベリタスでは建築計画概要書記載情報すべてを電子化している。
- ・建築計画概要書には番号などを付記しているか（事務局）。
→確認番号と日付を付記している（ビューローベリタス様）。
- ・現在建築工事届は確認審査報告書に同封しているが、通知・報告配信システム運用においては、例えば1カ月ためて出すなどは考えられないか。また、浄化槽設置関係のカーボン4枚組程度の書類（以下「浄化槽書類」という）についても同様（ビューローベリタス様）。
→建築工事届、浄化槽書類の担当は各特庁とも別のため、「実務上、建築工事届と確認審査報告書の突合が必要か」、持ち帰り確認いただくこととする。
- ・確認引受通知も検討対象にならないのか（ビューローベリタス様）。
→送付書類が最も多い確認審査報告書で運用方法を整理すれば、確認引受通知にも適用できると考えている（事務局）。
- ・共用データベースのマニュアル（と実務の関係）がわかりにくく、利用者側で別途作成しなければならない状況である。ICBAには、実務に即したマニュアルを提供してほしい。
→了解。あわせて、利用者側で作成されたマニュアルを相互に交換できるしくみも検討したい（事務局）。

3. その他

次回基準法システムWGは下記日程とする。

- ・1月25日（火）13:30～ ICBA会議室

以上

第2回 基準法システムWG 議事録（案）

日時 平成23年1月25日（火）13:30～15:50
場所 ICBA 4F 会議室

資料

【資料1】改善・運用等に関する検討結果報告書（たたき台）
（第1回基準法システムWG議事録（案）を含む）

【参考1】試行運用資料への記載検討内容

【参考2】配信システムに係る関係法令

出席者（敬称略）

座長 大阪府：渡邊 俊行
茨城県：高倉 務
島根県：渡部 智之
日本ERI(株)：此川 和夫
（欠席 山形県：鈴木 淳一、ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可）
事務局 坂田、大谷、鳥居、久保

議事

1. 前回議事録の確認（資料1）

・事務局より、前回議事録の要旨について説明の上、内容を確認した。

2. 検討結果報告書について（資料1）

・事務局より、検討結果報告書（たたき台）の構成について説明。
・本日のWGにおける議論を踏まえ、各項目の記事を事務局にて作成する。
・記載内容は電子メールで確認し、第2回企画改善部会で最終確認する。

3. 台帳システムの改善要望について（資料1）

・事務局より改善要望項目の整理結果について説明。
・第1回WGでの意見を踏まえ、現在検討中の改善要望項目に①重要度レベル、②改修工数を付して整理し、さらに改善要望項目を数項目追加して計20項目とした。
・記載内容に対するWGでの意見をさらに追記し、報告書としてとりまとめる。
・改善要望項目や記事の追加等があれば事務局に連絡のこと。
なお、追加等の要請があった場合、第2回企画改善部会への提出までにその是非を議論する機会がないため、当該WGメンバーと事務局で調整の上判断することとする。この場合各メンバーには事務局より電子メールにて知らせること。

【質疑・意見】

・No.6「概要書出力」については、直接申請書を参照すればよいので補助的な機能と考えている（それが全国共通の意見かはわからない）（茨城県様）。『「利用者」にその都度説明』の記載が、窓口の閲覧申請者に対する説明のように見える（日本ERI様）。
→事務局にて重要度が高いのではないかと想定して重要度Aにしたが、多くの利用者が強く要望されているわけでもないことから、WGにおける整理としては重要度Bとする。なお、「利用者に…」については、「利用者（担当者）に…」に改める。
・優先度の考え方として、「簡単にできることから」着手するというより、「重要度の高いものから」着手すべきである。（茨城県様）
→報告書における「1.（3）主な意見」の表記をそのように訂正する。
・EXCELを利用した帳票出力の機能も改善要望事項に追記したい（茨城県様）。

- 「重要度レベルB、改修工数3カ月程度以上」として追加する。
- ・EXCELを利用した帳票出力の趣旨は、簡単に帳票に追記できる点であるが、本来入力画面の改善により、元データの修正で解決すべき問題である（日本ERI様）。
 - そのとおりであり、EXCELの利用こそが解決策ではないと考えられるが、画面の改善を行うのはさらに時間を要する（今回は別の課題として扱う）（事務局）。
- ・確認済証等の交付日付と建築主事欄の行間がせまく、押印が日付にかぶってしまう。また、文字サイズが部分的に小さい場合がある（茨城県様）。
 - ICBAにて調査する（事務局）。
- ・審査中物件と処分済物件各々につき、検索機能を拡充（日付による検索）してほしいという要望を出した経過があったが、現在どのような状況か（茨城県様）。
 - 処分済物件を確認日付で検索する機能について改修中、1月末～2月にリリース予定であり、資料では「企画改善部会開催中の改善内容」No.16として記載した。
- ・確認申請のデータから確認日、確認番号をデータ出力できるが、それに加えて検査済証交付日、検査済番号をデータ出力できないか（茨城県様）。
 - 「検査率算定・督促状機能」によって出力可能となっている。既にリリース済みである（事務局）。

4. 通知・報告配信システムの試行運用について（資料1、参考1、参考2）

- ・事務局より、通知・報告配信システムの試行運用案について説明。
- ・実務上、建築工事届と確認審査報告書をセットで送付することが必要かについては、2つの特庁より情報をいただき、いずれも不要であるとの回答でされた旨報告。
- ・また、指定確認検査機関からの建築工事届の送付を受付の都度ではなく一定期間とりまとめて行うことについては、2つの特庁で「問題ない」、「都度送付を望む」に意見が分かれた旨報告。
- ・指定確認検査機関、特定行政庁及びICBAの試行運用のための準備体制の進捗にもよるが、試行運用実施時期は5月以降としたい。
- ・本日配付の試行運用案は、配信システム運用のイメージも含めてさらに詰める必要があることから、今回企画改善部会に対しては、試行運用の検討経過を報告するにとどめる（「試行運用案」としては報告しない）。
- ・参考1、参考2については説明を割愛。

【質疑・意見】

- ・配信システムは、ペーパーレスを前提としているのか、紙送付とデータの並行送付を前提としているのか（日本ERI様）。
 - ペーパーレスを前提としている。配信システムの利用により、表紙の押印も省略可能である（事務局）。
- ・建築計画概要書の記載情報は、共用データベースに整備すべき建築行政情報の1つであるが、これはテキストデータで整備するものと聞いていた。ところが試行運用案ではpdfで送付することとされている。この点についてはどのように理解すればよいか（日本ERI様）。
 - 共用データベースは建築計画概要書をはじめとする建築行政情報を特定行政庁にてデータベース化することにより、建築行政情報検索・集計を迅速化することが所期の目的である。その中で配信システムは、指定確認検査機関が通知・報告の電子データすべてを特定行政庁に送るものと位置づけられる。
 - しかし、配信システムの利用は進んでおらず、その原因として指定確認検査機関における電子データ作成が負担となるケースが多いと考えている。
 - そこで、配信システム利用促進のため、指定確認検査機関の負担減を少なくするところから始めるという発想で試行運用案は「pdfで送付」としているが、これが指定確認検査機関の負担減になるかも明確ではない。すなわち、試行運用においては、特定行政庁における配信システムの利用メリットを確保しつつ、指定確認検査

機関の負担も少なくするにはどのような運用が有り得るかを見極めることを主な課題としており、テキストデータとpdfのどちらで送るべきかも、今後の検討課題である（事務局）。

- ・ 試行運用案では、最も煩雑な「確認審査報告書」が対象とされているが、試行運用のために現場の同意も必要である。最初は「検査引受通知書」等、より簡単な手続きから始めるべき。そこから徐々に複雑なものに広げていくのがよいのではないか。試行運用で全特庁がいきなり配信システムの送付対象となることはないであろうから、指定確認検査機関にとって「電子で送る特庁」と「紙で送る特庁」の2つに分かれることになる。この場合、電子で送るのが初めから複雑なものであつては、試行運用の協力者は現れないであろう。試行運用を何とか推進したいという立場でうまくやるにはどうすればよいかを考えるべきではないか（日本ERI様）。
→ 試行運用案は最も複雑な運用について記載しており、ご指摘を踏まえてその構成を見直すこととする。今後はまずWGメンバーを中心に、通信がうまくいくかどうかというレベルから開始し、徐々に試行運用案の記載精度を上げていくこととしたい。なお、企画改善部会の報告書においては「試行運用案」としての掲載は見送る（事務局）。
- ・ 試行運用案にはデータ化できない書類として「浄化槽関係書類」が挙げられているが、実務においてはほかにもたくさん存在する（日本ERI様）。

5. 日本建築行政会議・OA化推進部会との連携について（資料1）

- ・ OA化推進部会との連携をどのように図るかについて、意見交換した。

【質疑・意見】

- ・ 電子化の必要性は、雇用促進等で過去の建築計画概要書を電子化している特庁があることから明らかと思う。
課題もあるが、本WGや企画改善部会にとどまらず、さらに広範な視点から検討するために、日本建築行政会議と連携していくことが必要であろうと思われる（大阪府様）。

6. その他

次回基準法システムWGの日程については、来年度に改めて事務局より案内連絡する。
なお、第2回企画改善部会は3月8日（火）13:30～の予定。

以上

第1回 士法システムWG 議事録（案）

日時 平成22年12月21日（火）15:00～17:00
場所 ICBA 4F 会議室

資料

◇建築士法システムWG資料

【資料1-①】概要版マニュアル 共用DB掲示板システム

【資料1-②】掲示板システムの機能構成イメージ

【資料2-①】建築行政共用データベースシステムの改善について（要望）

【資料2-②】中国・四国ブロック 建築士システムに関する要望・現状・改善案の

整理票

【資料2-③】5年以上の事務所登録更新がされていない事務所の検索方法

【資料2-④】事務所登録更新時の年月日自動入力

【資料3-①】建築行政共用データベースシステムへの要望事項

【資料3-②】議事録 建築士・事務所登録閲覧システムに関する要望について

【資料3-③】建築士事務所登録証明書

出席者

座長 東京都：鈴木 康弘
栃木県：石原 寿彦
(社)日本建築士会連合会：手島 清乃、佐藤 彩乃
(社)東京都建築士事務所協会：西野 貴久
(社)東京建築士会：小川 和久
国土交通省住宅局建築指導課：遠山 明、恵崎 孝之
事務局 大谷、金谷、山田（悠）、坂井、川口

議事

1. 掲示板システムについて（資料1-①、1-②）

◇事務局より、掲示板システム構成イメージ及び概要版マニュアルについて説明。

・本システムは総合管理センターのサーバーからLGWAN、IP-VPN回線により利用するものであり、共用DBシステムの契約機関が活用できるシステムである。

◇座長より、部会の説明であったように当初活用は処分情報が考えられるが、それ以外の活用についても併せて意見をもらい、次回WGで活用方法の考え方を整理する。

◇国交省より「共用DB掲示板システムの活用について」の資料に基づき説明。

・建築士・建築士事務所の懲戒・監督処分に係る情報を建築士法の担当部署が共有できる運用方法（案）として、①題名の表記方法 ②内容の表記方法 ③掲載期間についての説明。

【主な質疑・意見】

・利用機関に対してマニュアル等の配布は行っているのか。（国交省）

→現時点ではマニュアルの配布及び案内は行っていないがシステム上は利用できる状況である。（事務局）

・共用DBシステムから掲示板システムは見れない状態である。（建築士会連合会）

→利用契約上の権限があり設定が必要となる。細部については、追って説明する。（事務局）

・一級建築士の処分については、個別に掲載するのか、また、掲載情報は誰が入れるのか。（建築士会連合会）

→処分権者が掲載するのが原則と考えられるが、掲載方法の検討と併せて整理する必要がある。（国交省）

- ・確認審査部署では、建築士の処分情報は照会機能で確認できるので、掲示板システムで見るとは必要ないと考えられる。(建築士会連合会)
→確認審査時の処分情報の確認は、掲示板システムで検索する必要はないと考えられる。また、掲載することにより情報が煩雑になることも想定される。(事務局)
- ・都道府県から建築士、建築士事務所の処分情報提供は、メリットはあるのか。(事務局)
→事務所の閉鎖処分がされれば、他の都道府県で同じ建築士事務所を開設することは不可。また、他県の支店に、閉鎖事務所の役員が兼ねられていれば、その支店の事務所更新も不可となる。閉鎖期間中の新規登録・更新の拒否を各都道府県窓口で確認、実施するにあたり、建築士事務所の処分情報の掲載、特に役員名の列挙は不可欠と考えている。(国交省)
- ・その他の活用方法については、持ち帰り検討をお願いします。(事務局)

2. 建築士システムの機能改善要望(資料2、資料3)

- ◇事務局より、機能改善要望の具体的な内容について説明。
- ◇本WGは、現在の改善要望項目についての意見、及び追加要望等があれば意見交換を行い、次回WGで、優先度、重要項目という視点から改善要望項目を整理する。

【主な質疑・意見】

- ・栃木県より事務所登録等する場合、一括しての処分又は処理する際に登録年月日でしか検索できず、処分日、処理日でも検索可能の他、2項目の要望の説明。
- ・建築士会連合会より、登録証明証に旧姓・通称名を印刷可能とすること、また、構造/設備設計一級建築士の新規登録を一級の新規登録と同じインターフェイスとしてもらいたい等13項目の質問・要望の説明。
- ・東京建築士会より、免許カード発行後、ICコード、写真データ取込の容量制限を大きくする改善要望の他10項目の意見・要望の説明。
- ・東京都建築士事務所協会より、外字登録、建築士情報と建築士事務所の登録情報の互換性、登録証明書の差し込み文言などの改善要望他8項目(口頭要望は7項目)の説明。
- ・座長より建築士と建築士事務所の所属建築士の突合について、ICBA側で検討等を行っているのか。
→現在は普及協会が実施している特定作業に必要なデータを提供している。ICBA側で勝手にデータを利用することはできない。内部で検討している中では、過去データの精度やリンクに当たっても多くの課題があると考えている。(事務局)
- 今回のWGは時間の関係上、各メンバーからの説明で終了したため、次回までに事務局で追加要望について整理し、事前に配布したうえ意見をまとめ、WG資料を作成する。

3. その他

来年早々にWG議事録(案)を送付するので、議事の確認と併せて掲示板システムの活用方法や意見等の追加があれば1月12日(水)までに連絡をお願いします。

次回建築士システムWGは下記の日程により開催します。

- ・1月28日(金)13:30～ ICBA会議室

第2回 士法システムWG 議事録（案）

日時 平成22年1月28日（金）13:30～17:00
場所 ICBA 4F 第1会議室

資料

◇建築士法システムWG資料

- 【資料1】改善・運用等に関する検討結果報告書
- 【資料2】建築士・事務所登録閲覧システムの改修要望等一覧（中・四・都）
- 【資料3】建築士・事務所登録閲覧システムの改修要望等一覧（士法WG）
- 【資料4】講習未受講者の特定作業について
- 【資料5】業務報告書提出の督促機能強化について
- 【資料6】掲示板システムの活用に向けた検討・確認事項について
- 【資料7】共用DB掲示板システム概要版マニュアル〈暫定〉
- 【資料8】掲示板システムの権限付与の設定について

出席者

座長 東京都：鈴木 康弘
栃木県：石原 寿彦
(社)日本建築士会連合会：手島 清乃、佐藤 彩乃
(社)東京都建築士事務所協会：西野 貴久
(社)東京建築士会：小川 和久
国土交通省住宅局建築指導課：恵崎 孝之、相葉 正啓
事務局 大谷、金谷、山田（悠）、坂井、川口

議事

1. 前回議事録の確認（資料1）

◇事務局より、前回議事録の要旨及び議事録の一部修正について説明の上、内容を確認した。

2. 建築士システムの改善要望について（資料1～資料5）

- ・事務局より各団体からの要望事項を整理した、資料2、3により課題及び優先度の考え方について説明する。また、各団体要望の50項目を優先度の格付け別に整理し、資料1（検討結果報告書）に記載した25項目で部会に報告する旨を説明し、本日これらの優先度について意見交換をお願いします。
- ・特に要望の強い①建築士DBに記録されている講習情報を建築士事務所DBに反映、②業務報告の督促機能の強化について、資料3、4により、システムの現状及び改修の考え方等について説明する。

【主な質疑・意見】

◇資料3のNO.5各種日付について要望をしているが、栃木県だけであればDでやむを得ないと考えられるが、通知書の日付だけでも手入力できるようになれば、実務上の日付処理作業が円滑となり業務の効率化に繋がる。（栃木県）

→システム上は課題に書かれている日付管理を目的として構築をしている。ただ単に入力をできるだけ管理が不要であるならば、検討の要素はあると考えられる。システムの改修又はエクセルやワード等の出力などによる対応等について検討する。（事務局）

◇資料3のNO.16, NO.18, NO.19, NO.22については、代替対応や運用面で対応可能

であることから、優先度を下げ、今回の要望項目から削除してもらってよい。NO.3の「任意の一文字」の検索は、登録簿の整備を行う上で、その他欄に入力があるものを検索し、確認したいことが発端である。なおこの検索方法は、検索機能のみで使えるようにしてもらいたい。(連合会)

→NO.16, NO.18, NO.19, NO.22は要望項目から削除する。また、NO.3は検索機能よりはバッチで出力し整理する方が早いのではないか。当面頻度にもよるが個別相談により対応する。(事務局)

◇追加項目として、仮登録の全項目のデータ出力(csv)を可能としてもらいたい。現在はpdf印刷が3枚にわたり、かつ、文字が9ポイントで見にくい割にはコピー枚数もかさむ状況である。csv出力できれば当方で加工して利用できるのに対応をお願いしたい。(連合会)

→データがあるものを出力することを可能にするための作業工数は小である。また、申請書と仮登録内容の校正作業の効率化を図ることによる要望として検討を行う。(事務局)

◇資料3のNO.6の仮登録データ印刷時のフォーマットの説明文言について「その他項目の欄が多くあることから、その他欄に記載がなくても必然的に2枚になってしまう仕様となっている。」等に訂正をお願いしたい。使わないその他欄を削除するか、csv出力ができれば作業軽減に繋がる。なお、両面コピーでの対応とあるが、通常は発行用の専用コピー機であり、機能が備わっていない場合が多く見られ、それらを踏まえ検討をお願いしたい。(東京士会)

→ご指摘の部分の文言訂正を行う。また、連合会と同様 csv 出力機能について検討を行う。(事務局)

◇資料2のNO.1はそもそも特Aで対応をお願いしたい。NO.9の決算日の入っていない事務所の検索は重要な項目であり、入っていないことは業務報告が出されていないことに通じる場合が多い、業務報告の督促と同様に対応をお願いしたい。(東京事協)

→業務報告の督促と同様にAに変更を行う。(事務局)

◇資料2のNO.19登録証明書の文言や題名の変更等について、全国共通箇所であり統一すべきとのことであるが、迅速性が求められており現在のPDFでなくエクセル、ワード、csvで出力する等の対応ができないか。(東京事協)

→現在の保留から出力について検討を行う。(事務局)

◇資料2のNO.1NO.~8間での事項については、各団体から早急に改修を求められていることはICBA側としても強く感じている。本要望は前提としてシステム構築時に想定していない士法改正に基づく要素であり、通常のバグや機能補完とは別な課題と考えられる。これらを改修するには、講習情報の反映という仕組み作りが必要となり、予算措置と改修期間が必要となる。【利用料の増額、国からの補助等の検討】(事務局)

→まずは、改修の目的を明確に打ち出し、誰に何のメリットがある等、利用者側としての必要性を意見交換し整理するべきであり、費用はそれらの必要性を踏まえ議論・整理することではないか。(国交省)

→座長より、WGでは予算措置の問題も有ると思うが、早急に対応すべき問題としてあげて行く必要があるのではないか。本日の意見を踏まえ、事務局で結果報告書

の部会案を作成し事前に確認をしたい。

○本日の意見を整理し、資料2及び資料3を修正するとともに、資料1の報告案を整理し事前にメール等で確認し最終報告書（案）を提出する。

3. 掲示板システムの活用方針について（資料6，7，8）

◇事務局より、資料6に基づき掲示板システム活用に向けた検討・確認事項について説明。

- ・WGの意見として掲示板システムへの掲載内容項目について最終確認を行いたい。
- ・掲載内容を確認した後、情報掲載に伴う課題・検討事項を整理したい。

【主な質疑・意見】

・前回提示した建築士事務所の処分情報の記載事項について、そもそも発生日の根拠となる事由発生日が漏れていた、また、題名及び登録内容の表記とも処分日と事由発生日を記載したい。（国交省）

→了解した。（全員）

◇事務局より、建築士事務所の処分情報掲載は前回で整理されていると考えられるが、建築士処分情報は照会機能で確認できることであったが、掲載が必要との意見もあり調整の必要あり。（事務局）

◇照会画面では、処分年月日、処分区分、業務停止期間（「〇ヶ月」のみ）、処分事由の4点である。業務停止の範囲（実際の停止期間）は入力しているが見られず、いつが業務停止であるかの判断ができない状況となっている。照会機能に業務停止期間を入れる改修を行うか、若しくは掲示板システムに処分情報を掲載するかの判断になると思われる。（連合会）

→建築士システムの照会機能を改修するか、掲示板システムに掲載するかは費用対効果を踏まえ事務局で検討し次回の部会で説明する。（事務局）

◇建築士の処分にあたって国からは所属事務所名情報は含まれておらず、また、入力項目もない。勤務先は当初に登録した記載内容となり、現実と相違するケースが多くあると考えられる。

→掲示板システムは法で定める名簿ではないため、建築士事務所情報を提供し掲載することは問題ないと考えられるが、内部で整理する。（国交省）

→勤務先が国から提供されるのであれば、建築士システムの備考欄に入れることは可能である。（事務局）

◇現在議論している建築士事務所の監督処分情報では、役員名は分かるが、当該役員がどの法人（関係企業法人等）に在籍しているかの判断ができない。役員名に変わり処分建築士事務所の役員が兼務する法人名及び存在する都道府県名を情報として共有したほうが有効ではないかとの提案あり。（東京都）

→提案としては有効な情報提供になると考えられる、できれば役員名も合わせて入れることし、利用実態から情報を減らす対応も考えられるのではないかと。（国交省）

→役員が多い法人も多くあり、全ての役員名をチェックすることは現在の体制の中では難しいと考えられる。実務的には兼務する法人名であれば事前チェックを始め対応は可能と思われる。注意喚起という観点では良いのではないかと。（栃木県）

・座長より、次回の企画改善部会へは法人名による整理で報告を行う旨の確認を行う。

4. 検討結果報告書について（資料1）

- ・事務局より、検討結果報告書（たたき台）の構成について説明。
- ・本日のWGにおける議論を踏まえ、各項目の記事を事務局にて再整理作成する。
- ・次回部会までに、本日の意見等について整理し座長に確認のうえ事前にWGメンバーに送付し意見集約のうえ最終部会資料を作成する。

5. その他

- ・日本建築行政会議のOA化推進部会との連携を図るとの調整事項があったが、どうな

っているのか。(栃木県)

→基準法WGで意見交換し、電子化に向けた検討は企画改善部会にとどまらず、OA化推進部会との連携が必要との意見も出ており、次回のOA化推進部会に説明する予定である。(事務局)

- ・本日の議事録と要望事項の一覧変更については、整理次第送付する、また、部会に向けた報告書案については、座長と整理のうえ部会開催前にメールにて送ることを確認する。

第2回企画改善部会は下記の日程により開催します。

- ・3月8日(金) 13:30～ ICBA会議室

企画改善部会 平成23年度の活動予定（案）

1. 検討課題

（1）各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理（継続）

- ・台帳・帳簿登録閲覧システム／建築士・事務所登録閲覧システム

（2）通知・報告配信S促進に向けた意見集約（継続）

- ・取り組むべき項目の整理

（3）掲示板システムの運用方針（継続）

- ・利用者側が求める情報の意見集約

（4）OA部会との連携方法（継続）

- ・OA部会への取組に向けた要請検討

（5）利用料改正に向けた要望事項の整理（新規）

- ・利用料算定の大枠説明と今後の考え方

※参考：検討結果報告書 p.6（3）企画改善部会及び各WGの役割 参照

2. 開催計画

※下線は企画改善部会・WG開催関連

| | |
|---------------|----------------------|
| 4月末 | 連絡協議会理事会・総会（※理事改選あり） |
| 5～6月 | 理事改選に伴う部会メンバー調整 |
| <u>6～7月頃</u> | <u>第1回企画改善部会</u> |
| <u>8～9月頃</u> | <u>各WG開催（2～3回程度）</u> |
| <u>10月頃</u> | <u>第2回企画改善部会</u> |
| 11月頃 | 連絡協議会理事会・総会 |
| <u>12～2月頃</u> | <u>各WG開催（2～3回程度）</u> |
| <u>3月</u> | <u>第3回企画改善部会</u> |

**企画改善部会
当面のスケジュール**

- 3月8日** **第2回企画改善部会**
検討結果報告書案のとりまとめ
- 3月末** **検討結果報告書 総会・理事会提出案確定**
必要に応じ検討結果報告書案を修正
※修正が発生した場合は電子メールで部会員に送付します。
- 4月28日** **連絡協議会理事会：検討結果報告書の承認**
連絡協議会総会：検討結果報告書説明・配付
※総会の開催案内は4月初旬送付予定
- 5月～6月** **新理事及び企画改善部会員の就任調整**
※J C B A理事及びO A化推進部会を兼任されている場合、
J C B Aの異動に合わせて調整します。
平成23年度 第1回企画改善部会開催案内